

令和元年度大分空港海上交通アクセス船舶導入に係る検討業務仕様書

1. 業務名

令和元年度大分空港海上交通アクセス船舶導入に係る検討業務

2. 業務目的

本業務は、大分県大分市と大分空港の間の海上交通アクセス（以下「大分航路」という。）としてのエア・クッション艇を海外からの輸入により導入する場合における導入経費、運航経費の試算及びそれらの低減手法や船舶から発生する水しぶき及び発生音の抑制手法について検討を行うものである。

3. 委託業務の内容

(1) エア・クッション艇に関する情報の収集・調査

- ① 海外で商用運航されているエア・クッション艇（旅客定員概ね80名以上）とその造船事業者に関する情報（会社概要、組織体制、事業概要、関連会社、建造実績、その他の基本情報）
- ② 海外で商用運航されているエア・クッション艇（旅客定員概ね80名以上）の就航航路（距離、運航時間、その他の基本情報）及びその運航事業者に関する情報（会社概要、組織体制、事業概要、関連会社、その他の基本情報）
- ③ 大分航路の候補となるエア・クッション艇のうち、導入可能性が高いと考えられる船舶の造船事業者及び運航事業者に対する聞き取り調査

(2) 導入経費及び運航経費の低減の検討

- ① (1) の調査と造船事業者及び運航事業者からの聞き取りを基にした、大分航路の候補となるエア・クッション艇についての概算導入経費の試算
 - ・国内への概算調達価格の算出（造船費、関税、輸送コスト、ライセンス料、国内仕様改造費等）
 - ・日本政府によるエア・クッション艇に対する船舶検査にかかる費用の概算
 - ・運航開始までの船員及び整備員の訓練に係る経費の概算
 - ・その他、導入にかかる経費の概算
- ② (1) の調査と造船事業者及び運航事業者からの聞き取りを基にした、大分航路での運航経費の試算（日本国内で運航する場合のメンテナンス体制や部品供給体制の確保についての検討を含む）
 - ・人件費（船員・整備員）
 - ・修繕費（部品交換、開放検査等）
 - ・燃料費

③ 造船事業者及び運航事業者からの聞き取りを基にした、①及び②の経費の低減並びに船舶から発生する水しぶき及び発生音を抑制するための手法の検討・実現可能な手法のリストアップと想定される効果の整理

④ ③の検討結果を踏まえた、①及び②の再試算

(3) エア・クッション艇の概要書の作成

① (1) および(2)の調査を基にした、大分航路のエア・クッション艇の概要書の作成(A4判、3ページ程度)

(4) その他

①県が令和元年度に別途実施する大分空港海上交通アクセスに係る調査・検討事業の受託者から、(1)①で導入可能性が高いと考えられる船舶の造船事業者及び運航事業者に対する聞き取りの要請があった場合、可能な限りにおいて取り次ぎを行うこと。

4. 資料の貸与

- ・本業務の実施にあたり、必要に応じて、県から契約後に平成30年度大分空港海上交通アクセス調査業務の成果品並びに大分港の港湾台帳及び空港関連施設の図面その他大分空港のアクセスに関する資料等を無償で貸与する。
- ・上記のほか、県が保有し業務に必要となる資料を無償で貸与する。

5. 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

ただし、委託業務のうち(1)から(2)までの調査結果については、県とその内容について事前協議を行った上で、令和元年10月31日までに県に調査状況を報告すること。

6. 成果品の提出

本業務の成果品(参考資料・データ等を含む)は、次のとおりとする。

- ・報告書(A4判、左綴じ、製本) 10部
- ・参考資料、データ等を記録した電子データ(CD又はDVD) 一式

※電子データについては、事後に、個々のプロジェクトの計数や文言の変更など、県において、データの加工・修正が可能なものにする

7. その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、県と連絡を密にすること。
第三者から聞き取り調査を行う場合は、事前に県と打ち合わせること。

(2) 成果品の管理と権利の帰属

6. に示す成果品に関する権利は、すべて県に帰属するものとし、受託者は許可なく公表してはならない。ただし、受託者が本業務を行なう以前より有していた知見及びその他知的財産権等はこれに含まない。

(3) 再委託の取扱い

受託者が受託業務を履行するに当たって、委託業務の全部を一括して、又は委託業務のうち主たる業務を第三者に委託することは禁止する。

なお、主たる業務とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務とする。

ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務については、県の承認を得ずに再委託できるものとする。

また、委託業務のうち主たる業務について、受託者が再委託を必要とする場合には、再委託についてあらかじめ県の承諾を得ることとする。

(4) 業務実施体制

本契約締結後、履行期間終了までの間、主たる担当者の変更をはじめとした業務実施体制の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情により変更が必要となった場合には、県の承認を得るものとする。

(5) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を遂行するために必要な場合にあつては、事前に県の承諾を得るものとする。

(6) 疑義がある場合の取扱い

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により解決するものとする。